

昭和五十七年八月二十九日

大阪府西成警察署
警部補

大阪府西成警察署長

警視正

殿

釜日別の道路使用許可申請
に伴う許可証の交付状況について
表記の通りについては、次のとおりであつたので
報告します。

記

一、申請人に対する電話連絡の実施

昭和五十七年八月二十九日午後四時三十分

当署交通課長 警部

本件道路使用許可申請書に記載されて

いる釜ヶ崎解放会館の電話（）
に架電したところ、と名乗る男が応
答したので

西成署の交通課長ですが

さんはおられますか

と申しおけると、前記男は



は今日まだ来ていない、内容を

言ってもらえれば責任を持って伝えるので
内容を言ってほしい。

とのことであったので

街宣のことで結論が出たので、本日

午後五時ごろこちらに来てもらいたい。

と答える

内容はこういうことですか

と再び質問したのぞ

電話では、なんだから 五時ごろ来てほしい
ぞきとら ぞいまで一度電話してもらえ
はありがたい

と伝えて 当署の架入電話番号を教示した
ところ

めかりました。

と言って電話が切れた。

二 久保利明と松敏系 逸夫の来署

(一) 来署時間

八月二十九日午後四時五五分

(二) 来署者

久保利明と松敏系 逸夫
イ 名乗る男

(三) 応待者

ア 西成警察署警備課長 警視

イ 石 同 交通課長 警部

ウ 石 同 交通係長 警部補

(四) 応待し場所

当署一階相談室

(五) 応対の状況

前記 松繁 逸夫は

いくらさがしても居るべきところ

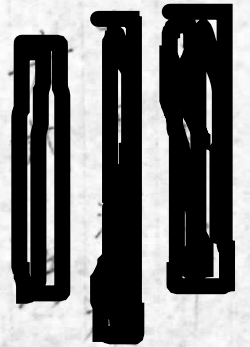
にないのを代理ではいけない

と申し立てるが、本職等が

できるだけの請人本人と渡して

もう少し努力してほしい

と伝えて



今日は日曜日でもあるしいつまでも
言う訳にはいかないだろうから、さ
るだけさがしてやる

と言つて退署した。

三

松敏彦 逸夫に対する電話連絡
同日午後五時十分文通課長が松敏彦 逸夫
に電話連絡をしたところ

まだわからない。

と答えたりする

大事なものであるのだから、さるだけ本人

に渡していいのだから、もう少しさびてほしい

というてもわからない時は、あなただけ印鑑

と手数料六〇円を用意して来てほしい

と伝えたりする

わかりました。

と答えて電話は切れた。

四 許可証交付時の状況

(一) 前記松繁逸夫が [redacted] と名乗る男を

伴って午後六時に来署したので、前記

二の項(三)の応待者が再度応待した。

交付は先ず本職が

[redacted] さんの居許はわかりませんが

と質問したところ

どうしてもわかりません [redacted] 寸申

請人ではあるが、実際は組織の代理人

のようなものであるから、私も [redacted] も

同じです。

と申し立てておめ

本来なら申請人に渡すべきは
質のものがあるが時間の関係も

あるのやあるにふ渡します

と告げ直後の午後六時十五分本件申請
人である

(二) 本職が

REDACTED

が来署した。

申請書に記載されたよりで警察署の
行政指導に従う気はありませんか

と質問する

その意思はありません

と答えて午前八時から午後八時まで
の街宣をする旨の意思表示をその本職は

それでは八月二十七日申請のあった件
について許可証をお渡しします

許可に伴う西成警察署長の意思は
許可証に添付した大阪府西成警察署
指令第一号のとありてすが念のため
読みあやますから良く聞けりて下
さい。

と申し渡した後道路使用許可証添付の大阪
府西成警察署指令第一号を
一字一句指し示しながら読みあや更に前記
指令第一号の別紙一部不許可理由を同じ要領
で読みあやした。

更に前記指令第一号欄外に記載されてゐる
大阪府公安委員会に対する行政不服審査法
に基づき不服申立てするに及ぶ旨をその
文章を読みあやして教示した後午後六時以



降不許可の地域及び路線をもう一度説明し
ますと申し付け、西成警察署管内地図（六千
分の一図）に不許可にかかる地域を黄色のマジック
ペンで表示したものを図入せられ、新紀州街道（
尾崎平野線及び津守阿倍野杭全線並びに南海
本線西側道路等）をそれと指で示しながら説
明し更に太子交差点、南海電鉄天王寺支線今池
町二号踏切、新今宮西交差点、花園東交差点、
及び南海電鉄天王寺支線天下茶屋三号踏切
等各交差点名及び踏切名を順次指しながら
説明し、これらの各交差点及び踏切を結ぶ各道
路とこれらに囲まれた地域内の道路を午後六
時以降の街宣はできません、わかりやすくお
上のことは必ず守って下さい。

この前のように違法な街宣をするこゝもないよ
うにして下さい。と指導した後、念のためこの
地図を渡しておきますから、ふいふいも誤りの
ないようにして下さい。

報告して説明に使用した前記地図の不評
可地域も明示した部分を縦二ヤシキ、横一九
ヤシキに切り取って、午後六時以降、不許可部分
とみだしを表示して、[REDACTED]に交付した。

その後、前記警備課長、交通課長の両名
から許可条件等の遵守、及び午後六時以降
不許可の地域にある等の街宣活動は絶対ない
こと、並びに前回五月二七日のような駐停車し
ての街宣をしてないこと等について、指導がな
された。

昭和五七年八月二十九日 午後六時三〇分
道路使用許可証を申請人
交付した。

五 申請人等の反応

本職が条件等を読みあけつつある間、及び六時以降不許可地域路線を説明している間、申請人等は本職の指先を目を追ながらうなずいていた。

交付後申請人は黙ってかつうす笑いをもち、
松敏系逸夫は訴訟をすれば組織の
広告代が助かるから訴訟をしますと申し立て
て以後全員そろって退署した。

右は謄本である

昭和五年八月三日

大阪府警察本部警備第二課

司法警察員

巡查部長

